

給与支払報告書（個人別明細書）の記載要領

定額減税に関する記載方法

年末調整で、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」、控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」（すべて控除できた場合は０円）と記載してください。

また、合計所得金額が 1,000 万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合は、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。

《記入例》

⑦

給与支払報告書（個人別明細書）

※										※ 種 別										※ 整 理 番 号										※																																																																					
※区分										(受給者番号)																																																																																									
住所 栃木県真岡市荒町〇〇〇番地										(個人番号)										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																																																															
支払を受ける者 税務 太郎										(役職名) 経理課長																																																																																									
氏名 (フリガナ) ゼイム タロウ																																																																																																			
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源 泉 徴 収 税 額																																																											
給与・賞与										9 0 0 0 0 0 0 0										7 0 0 0 0 0 0 0										4 6 2 3 0 0 0										0																																																											
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										扶養親族の数 (配偶者を除く)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く)										非居住者である親族の数																																																	
老人										特 定										老 人										其 他																																																																					
有										従有										人										人										人										人										人										人																													
○										3 8 0 0 0 0										1										1										2										2										1										1										2																			
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																					
内										千 円										千 円										千 円										千 円										千 円										千 円																																							
4 2 0 0 0 0										9 3 0 0 0										5 0 0 0 0																																																																															
(摘要)										源泉徴収時所得税減税控除済額 143,100円										控除外額 66,900円																																																																															
										(支払額)1,650,000円(社保料)125,000円(源泉額)30,014円										税務商事(株) 真岡市荒町××番地										令和6年3月31日退職																																																																					
										母)冬子(特障)(調整)、父)次郎(非居住者)																																																																																									
の金額の内訳										の金額										100,000										保険料の金額										の金額										の金額										72,000																																							
住宅借入金等特別控除の額の内訳										住宅借入金等特別控除適用数										居住開始年月日(1回目)										年 月 日										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										円																																																	
										円										年 月 日										年 月 日										住宅借入金等特別控除区分(2回目)										円																																																	
(源泉・特別)控除対象配偶者										(フリガナ) ゼイム ハナコ										区 分										氏 名										税務 花子										区 分																																																	
										氏 名										税務 花子										区 分										氏 名										税務 花子										区 分																																							
										個人番号										2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										280,000										国民年金保険料等の金額										円										旧長期損害保険料の金額										10,000																													
										個人番号										2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										基礎控除の額										480,000										円										所得金額調整控除額										50,000																													
1										(フリガナ) ゼイム ハルミ										区 分										氏 名										税務 ハルミ										区 分										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																							
										氏 名										税務 ハルミ										区 分										氏 名										税務 ハルミ										区 分										7891012345678																													
										個人番号										3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4																																																																															
2										(フリガナ) ゼイム ナツエ										区 分										氏 名										税務 夏江										区 分																																																	
										氏 名										税務 夏江										区 分										氏 名										税務 夏江										区 分																																							
										個人番号										4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5																																																																															
3										(フリガナ) ゼイム アキオ										区 分										氏 名										税務 明男										区 分										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																							
										氏 名										税務 明男										区 分										氏 名										税務 明男										区 分																																							
										個人番号										5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6																																																																															
4										(フリガナ) ゼイム フユコ										区 分										氏 名										税務 冬子										区 分																																																	
										氏 名										税務 冬子										区 分										氏 名										税務 冬子										区 分																																							
										個人番号										6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7																																																																															
未成年者										外国人										死亡退職										災害者										乙欄										本人が障害者										寡婦										ひとり親										勤労学生																			
中途就・退職										就職										退職										年 月 日										受給者生年月日										元号										年 月 日																																							
										○										6 4 1										昭和										61										10										31																																							
支 払 者										個人番号又は法人番号										9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3										<右詰で記載してください。>																																																																					
										住所(居所)又は所在地										栃木県真岡市荒町△△△番地																																																																															
										氏名又は名称										株式会社 ゼイム物産																																																																															

(電話) 0285-83-〇〇〇〇

★真岡市に提出する紙の給与支払報告書（個人別明細書）は、1人につき1枚でお願いいたします。

★住所・氏名・フリガナは本人に確認のうえ、令和7年1月1日現在のものを記入してください。

★扶養の対象になる方については、個人番号（マイナンバー）を記入する必要がありますので、記入するようにお願いいたします。

(源泉)控除対象配偶者の有無等

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人
有	従有	
○		

◆(源泉)控除対象配偶者がいる場合は、該当する欄に○をつけてください。

配偶者が昭和30年1月1日以前に生まれた方の場合には老人の欄にも印をつけてください。

参考 配偶者の区分について

- 同一生計配偶者とは
支払いを受ける方と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人。
- 控除対象配偶者とは
同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である方の配偶者。
(給与支払報告書には主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときに有欄に印をつけてください。)
- 源泉控除対象配偶者とは
支払いを受ける方(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人。
(給与支払報告書には年末調整の適用を受けていない場合で、源泉控除対象配偶者を有しているときに有欄に印をつけてください。)

配偶者（特別）控除の額

配偶者（特別） 控除の額
380,000

配偶者の 合計所得	280,000
--------------	---------

◆配偶者(特別)控除は配偶者の令和6年分所得により控除額が決まります。

配偶者の合計所得欄を記入し、また、納税義務者と配偶者の合計所得金額を用いて下表より配偶者(特別)控除額を「配偶者(特別)控除の額」の欄に記入してください。

配偶者（特別）控除一覧（単位：円）				
	配偶者の 合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900 万以下	900 万超 950 万以下	950 万超 1,000 万以下
配偶者 控除	48 万以下	380,000	260,000	130,000
	老人控除 対象配偶者	480,000	320,000	160,000
配偶者 特別 控除	48 万超 95 万以下	380,000	260,000	130,000
	95 万超 100 万以下	360,000	240,000	120,000
	100 万超 105 万以下	310,000	210,000	110,000
	105 万超 110 万以下	260,000	180,000	90,000
	110 万超 115 万以下	210,000	140,000	70,000
	115 万超 120 万以下	160,000	110,000	60,000
	120 万超 125 万以下	110,000	80,000	40,000
	125 万超 130 万以下	60,000	40,000	20,000
	130 万超 133 万以下	30,000	20,000	10,000
	133 万超	0	0	0

!! 注意

※合計所得金額が1,000万円を超える方は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

控除対象扶養親族の数

扶養親族とは

令和6年12月31日現在で生計を一にする親族で、その年の所得金額の合計が48万円以下である方

扶養親族の数 (配偶者を除く)										16歳未満 扶養親族 の数
特定	老人		その他							
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	1	2	2							

控除対象扶養親族	1	(フリガナ)	ゼイム ハルミ										区分
		氏名	税務 ハルミ										分
	2	(フリガナ)	ゼイム ナツエ										区分
		氏名	税務 夏江										分
	3	(フリガナ)	ゼイム アキオ										区分
		氏名	税務 明男										分
	4	(フリガナ)	ゼイム フユコ										区分
		氏名	税務 冬子										分

16歳未満の扶養親族	1	(フリガナ)											区分
		氏名											分
	2	(フリガナ)											区分
		氏名											分
	3	(フリガナ)											区分
		氏名											分
	4	(フリガナ)											区分
		氏名											分

5人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号
7891012345678
5人目以降の16歳未満 の扶養親族の個人番号

- ◆16歳未満の扶養親族がいる場合は、「16歳未満の扶養親族」の欄に人数を記入。
- ◆5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族がいる場合は「摘要」の欄において氏名の前に記載したカッコ書きの数字を付し、「摘要」の欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

非居住者 である 親族の数
2

◆控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載し、区分欄に下記区分をご記入ください。

- 区分 O1: 16歳以上 30歳未満、または 70歳以上の非居住者
- 区分 O2: 30歳以上～70歳未満の非居住者で留学生
- 区分 O3: 30歳以上～70歳未満の非居住者で障害者
- 区分 O4: 30歳以上～70歳未満の非居住者で38万円以上の支払を受けている方
- 区分 O5: 16歳未満、または区分 O2～O4 以外の方

障害者の数

障害者の数 (本人を除く)		
特 別	その他	
内	人	人
1	1	

◆同一生計配偶者及び扶養親族のうち、障害者に該当する方の人数を記入してください。

- ◆特別の欄には特別障害者に該当する方の人数を記入し、「(内)」の欄には特別障害者のうち同居をしている親族の人数を記入してください。
- ◆その他の欄には同一生計配偶者及び扶養親族のうち特別障害者以外の障害者の方の人数を記入してください。
- ◆摘要欄にどなたが障害者に該当するの記入してください。

本人が障害者	
特 別	その他

◆本人が障害者に該当する場合は、「本人が障害者」欄に○をつけてください。



参考

障害者とは

身体障害者手帳や療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方。 など

特別障害者とは

身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方。療育手帳に障害の程度がAと記載されている方。精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方。 など

社会保険料等、生命保険料、地震保険料の控除

社会保険料等の金額		国民年金保険料等の金額	
内	千円	円	
	420	000	
生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
千円		千円	
930		500	
000		000	
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額
			100,000
介護医療費保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円
			72,000
		旧個人年金保険料の金額	円

◆社会保険料等の控除

令和6年中に支払った社会保険料等と小規模企業共済等掛金の合計額を記入します。小規模企業共済等掛金がある場合は、その金額を「内」欄(上段)に記入します。国民年金保険料等の金額があれば、社会保険料等の控除額にはその金額を合計して記入してください。

◆生命保険料、地震保険料の控除額

令和6年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の金額にもとづいて計算された控除額を記入します。

また、各保険料の支払額を各欄に必ず記入してください。

住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	1	年	12	月	24	日	
	住宅借入金等特別控除可能額	152,000	円	居住開始年月日(2回目)		年		月		日
住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	15,200,000	円						
住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円						

◆住宅借入金等特別控除適用数

年末調整の際に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。なお、適用数が3以上のときには、3回目以降の住宅の取得等については、「(摘要)」の欄に、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等の年末残高」を記載してください。

◆居住開始年月日(1回目、2回目)

居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。

◆住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)

適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

- 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む。)
 - 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
 - 増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合(例:バリアフリー改修工事、多世帯同居改修工事等)
 - 震…東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合。
- また、税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築)住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年月日の後部に「(特定)」の表示がある場合には「(特)」を、「(特別特定)」の表示がある場合には「(特特)」を記載してください。

◆住宅借入金等年末残高(1回目、2回目)

年末調整の際に2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。

なお、記載する金額は、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書の⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高」欄又は、⑩「居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高」欄に記載された金額を記載してください。

基礎控除の額

◆支払いを受ける方の合計所得金額により、「基礎控除額」が決まります。基礎控除の額欄に記入してください。

基礎控除一覧(単位:円)

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	480,000
2,400万超2,450万円以下	320,000
2,450万超2,500万円以下	160,000
2,500万超	適用無し

給与所得控除額

◆給与所得控除の額は下表のとおりとなります。

所得控除一覧（単位：円）

給与等の収入額	給与所得控除額
162 万 5 千以下	550,000
162 万 5 千超 180 万以下	その収入金額 × 40% - 100,000
180 万超 360 万以下	その収入金額 × 30% + 80,000
360 万超 660 万以下	その収入金額 × 20% + 440,000
660 万超 850 万以下	その収入金額 × 10% + 1,100,000
850 万以上	1,950,000

※なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を「給与所得控除後の金額」欄に、該当する要件を摘要欄に記載ください。

本人事項について

◆それぞれ本人が該当する事項に○印（または※印）を付けてください。

- ・未成年者…平成 19 年 1 月 3 日以降に生まれた方
- ・ひとり親…(婚姻歴・性別に関わらず) 令和 6 年 12 月 31 日現在婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件すべてに当てはまる方。
 - 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方
 - 総所得が 48 万円以下の生計を一にする子どもがいる方
 - 合計所得金額が 500 万円以下である方
- ・寡婦…上記「ひとり親」に該当しない方で本人の合計所得金額が 500 万円以下であり、令和 6 年 12 月 31 日現在の状況が次のいずれかに該当する方。
 - 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない一定の方。
 - 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族のいる方。
- ・勤労学生…次の①、②の要件をどちらも満たす方
 - ①本人が小・中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、特別支援学校などの学生・生徒・児童、専修学校・各種学校の生徒で一定の課程を履修する方、職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける方で一定の課程を履修する方
 - ②自己の勤労にもとづいて得た事業所得、給与所得、退職所得または雑所得があり、合計所得金額が 75 万円以下(さらに上記以外の所得が 10 万円以下)である方
- ◆令和 6 年の途中で就職又は退職された場合は「中途就・退職」の欄に○印（または※印）とその年月日を必ず記入してください。（※退職の場合は、来年度普通徴収として処理します。）
- ◆生年月日は本人に確認し、必ず記入してください。

その他の注意事項

◆真岡市に提出する紙の給与支払報告書(個人別明細書)は、1人につき1枚でお願いいたします。

◆「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和 7 年 1 月 1 日現在において給与等の支給を受けているすべての受給者のものを関係市区町村(原則として受給者の令和 7 年 1 月 1 日現在の住所地の市区町村)に提出してください。

なお、年途中で退職した方については、令和 7 年 1 月 31 日までに退職時の住所の市区町村に給与支払報告書を提出してください(退職した方に対する給与等の支払金額が 30 万円以下の場合は、提出を省略することもできますが、公平・適正な課税の観点から真岡市では提出にご協力していただけるようお願いしております。)

給与支払報告書の提出、お問い合わせ先はこちら

〒321-4395

栃木県真岡市荒町5191番地

真岡市総務部税務課市民税係（本庁舎 1F）

4 TEL：0285（83）8113